

開催年月日 平成30年5月9日(水)  
 質問者 日本共産党 宮川 潤 委員  
 答弁者 少子高齢化対策監 粟井 是臣  
 子ども未来推進局長 花岡 祐志  
 自立支援担当課長 森本 秀樹

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p><b>一 ひとり親家庭生活実態調査について</b></p> <p><b>(一) ひとり親家庭の生活実態の認識について</b>                  2017年北海道ひとり親家庭生活実態調査報告書、3月にまとめられたそうでありませけれども、内容を見させていただきまして、非常に厳しい実態が明らかになったと思っております。                  私は、ひとり親世帯と言いますと、特に母子世帯での低収入、また、特に父子世帯で孤立しがちであることが問題であると受け取っておりますけれども、まず、どういう認識をお持ちなのか、伺いたいと思います。</p> <p><b>(二) 孤立防止策について</b>                  貧困が特に母子世帯で厳しい状況であるということ、孤立が特に父子世帯で起こりがちであるという傾向が改めて明らかになったと受け止めております。                  そこで、まず、孤立に関してでありますけど、父親の中には悩みを抱え込んでなかなか相談できないという人がどうしても多いと思います。この点私もとてもわかることでもあります。                  そこで、お父さんも相談しやすい体制や、相談できる場所があることを知らせていくことを強化すべきだと思いますけれども、どう対処するのか伺います。</p> <p><b>(三) 職業及び収入の安定について</b></p> <p><b>1 雇用形態について</b>                  孤立対策について、相談体制を知らせるリーフレットの配布、また、学校を通じて周知することから、学校からの連絡にはきちんと目を通すという人が多いと思いますので、効果を発揮できるように期待したい。                  もう一つの問題、所得が少ないことに関してでありますけれども、母子・父子世帯の親の雇用形態について伺います。正規雇用・非正規雇用についてどういう割合になっているのか、お示し下さい。</p> <p><b>2 高等職業訓練促進給付金等事業について</b></p> <p><b>(1) 実態について</b>                  母子、父子ともに厳しい状況ということではありますが、ただいまの答弁で非正規雇用が56%、先ほどの答弁で年収300万円未満が8割というのは母子世帯。大変厳しい状況だと思います。                  収入増と正規雇用化を図るために職業訓練等によりスキルアップをして資格をとるということも重要なことだと考えます。                  ひとり親世帯の親を対象に、高等職業訓練促進給付金等事業が実施されているものと承知しておりますが、制度の概要と道内市町村の実施状況及び人数についてお示し下さい。</p>	<p><b>【子ども未来推進局長】</b>                  ひとり親家庭の生活実態についてであります、この度実施した調査におきまして、母子世帯では、非正規雇用の割合が高いことをはじめ、年収300万円未満の世帯が8割以上となっていること、父子世帯では、子どもに関する相談相手がいないとする回答が他の世帯区分より高いことなどが明らかになったところであります。                  道としては、ひとり親家庭は、雇用環境や家計の状況に加え、子どもの学習や進路等の子育てに関する悩みも抱えているなど、厳しい生活実態にあると認識をいたしているところであります。</p> <p><b>【自立支援担当課長】</b>                  相談への対応などについてでございますが、道では、ひとり親家庭が孤立することなく安心して生活するためには、一人ひとりの状況に応じた相談対応や支援が大切であると考えております。                  今回の調査では、相談相手がいない父子世帯が多いことや、制度を必要とする方に情報が十分伝わっていないことが明らかになったところでございます。道が設置いたします母子家庭等就業・自立支援センターや福祉事務所などにおきまして、ひとり親の相談を行っていることを各種支援制度とともにお知らせするリーフレットを各市町村を通じて配布する取組に加えまして、教育部門等と連携して、学校等を通じた周知に努めるなど、相談機関や支援制度の一層の周知を図ってまいります。</p> <p><b>【自立支援担当課長】</b>                  ひとり親家庭の雇用形態についてでございますが、今回の実態調査におきまして、就労しているひとり親家庭の雇用形態につきましては、母子家庭で、正規雇用の割合が38.8%、臨時やパートタイマー、派遣社員等の非正規雇用が56%、父子家庭で、正規雇用が70.3%、非正規雇用が19.2%となっております。</p> <p><b>【自立支援担当課長】</b>                  高等職業訓練促進給付金等事業についてでございますが、この事業は、ひとり親家庭の親が看護師や保育士等の公的資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合に、生活費と入学金等の一部を給付し、その期間中の生活不安の軽減などを図るもので、平成15年度から行っております。                  指定都市、中核市を除く全道の給付実績は、平成26年度は35市町村で172名、平成27年度は31市町村で133名、平成28年度は32市町村で126名となっております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p><b>(2)今後について</b> この事業を活用されている方が、172人から133人、126人と減少しておりますが、一方で、「今後取りたい資格・免許・技能」という設問に対して、なんらかの資格を取りたい旨の回答をした人が、母子世帯で54.2%、父子世帯で45.5%もあり、その要求は強いものと考えるところであります。今後、制度の充実、広報などの取り組み強化を図るべきと考えますが、いかがか。</p> <p>制度改正をする。広報やリーフレットの配布をその点を踏まえて行うということであれば、一步前進と思えますけれども、この制度を活用して資格を取る人が増えるという結果を出せるようにぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。</p> <p><b>(四) 寡婦控除のみなし適用について</b> <b>1 保育料での実施状況について</b> 次に寡婦控除のみなし適用について伺います。 所得税法第81条に居住者が寡婦または寡夫等である場合には、そのもののその年分の総所得額から27万円を控除すると寡婦控除について規定されており、また、第2条の第30項と第31項に、夫と死別し、若しくは夫と離婚した後、婚姻していないもの、あるいは、妻と死別した等寡婦と寡夫について規定されております。 つまり、寡婦控除されるものは、死別または離婚したものであり、非婚の親の寡婦控除の対象外とされております。 私ども日本共産党は、非婚の場合には寡婦控除を受けられないということは不当であると国会でも地方議会でも主張してきたところであります。 2015年10月に国土交通省は公営住宅の入所基準や家賃の算定で非婚のひとり親に寡婦控除のみなし適用をするという政令改正を行いました。 更に保育料算定における寡婦控除のみなし適用について新聞赤旗が全国の政令指定都市及び中核市、その他の県庁所在地及び東京23区、これらの合計105自治体について調査を行ったところ、その88%にあたる92の自治体で、この寡婦控除のみなし適用が実施されているということがわかったところであります。 道内での保育料への寡婦控除のみなし適用の実施状況がどうなっているのか、明らかにして下さい。</p>	<p><b>【自立支援担当課長】</b> 今後の取組についてでございますが、道では、ひとり親が本事業を活用し、公的資格を取得することは、安定した生活に資する有効な施策の一つと考えております。 こうした資格取得による就業の一層の促進を図るため、今年度から、准看護師養成機関を卒業後、引き続き看護師資格を取得するために修学する場合も事業の対象に加えることとしたところでございまして、改正内容等について、市町村広報誌への掲載やリーフレットの配布等により周知を図るなど、ひとり親の就業支援の強化に取り組んでまいります。</p> <p><b>【自立支援担当課長】</b> 寡婦控除のみなし適用についてでございますが、夫と離婚し、子どもがいる方などを寡婦として、所得税額や市町村民税額の算定の際に所得控除を受けられる寡婦控除は、未婚のひとり親には適用されていないものでございます。 市町村における保育料の算定につきましては、この市町村民税額を用いている中、これまで一部の自治体では独自に未婚のひとり親も寡婦とみなして保育料の軽減を行っておりまして、平成28年8月現在、道内の指定都市及び中核市を除く176市町村中、30市町がこうしたみなし適用を行っているところでございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p><b>2 各種制度におけるみなし寡婦控除の拡大と財源手当について</b></p> <p>全国の政令指定都市及び中核市その他の県庁所在地及び東京23区では、ただ今申し上げましたとおり、88%が保育料の寡婦控除みなし適用を実施していますが、道内においては、30市町ということで残る146市町村は実施していないということで、全国の都市部と比べてみれば、遅れているというのが到達点だと思います。</p> <p>その残る146市町村での非婚の親の保育料やその他の制度についても、今後、寡婦控除のみなし適用が広がっていくものと考えております。</p> <p>その際、速やかに実施していくこと、制度の拡充を知らない住民に適用されないということが起こらないように、みなし適用の拡充を徹底し、非婚の親に対する支援を強めるべきですが、いかがか決意をお聞かせいただきたいと思っております。</p> <p>併せて、制度の拡充をしたために市町村の持ち出しが増えるということがないようにすべきですが、いかがかこの点併せて伺います。</p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>みなし寡婦控除について、市町村に適切な運用がされるよう徹底する。また、国の動向を見極めることとありました。</p> <p>道内残っている146市町村のひとり親世帯の保育料を始め、各種制度が寡婦控除のみなし適用によって、今後引き下げられることはおおいに喜ばれることだと思います。</p> <p>これを確実に実行するためには、市町村の財政的負担なく制度を導入することが必要ですので、その財源について国に要望することを指摘します。</p> <p>また、今回、母子世帯、父子世帯とそれぞれ祖父母のいる世帯について調査結果が示されましたけれども、両親とも揃った世帯との比較をすることが必要であるということについても併せて指摘をさせていただきたいと思っております。</p> <p>また、今回のひとり親家庭生活実態調査報告書は、ひとり親家庭の経済的支援や子育て、就労支援などの支援策に反映するためということが目的ですので、是非ここに表れた厳しい実態が今後の支援策に充分結びつくように取組の強化を指摘して質問を終わります。</p>	<p><b>【少子高齢化対策監】</b></p> <p>ひとり親対策の充実についてでございます。国におきましては、ひとり親への支援強化を図るため、今年度から保育料をはじめ、高等職業訓練促進給付金の支給等に係る所得額の算定にあたって、未婚のひとり親に対する寡婦控除のみなし適用を実施することとしたところであり、道では、道民への周知とともに、市町村に通知を行い、適切な運用がされるよう徹底を図ることとしております。</p> <p>道としては、ひとり親家庭の自立に向けては、一人ひとりに寄り添った相談を行うことはもとより、家庭生活の支援をはじめ、資格取得等の就業支援などを総合的に展開することが重要と考えており、庁内関係部局で今回行ったひとり親家庭生活実態調査の結果を共有いたしますとともに、国の動向を見極めつつ、有識者や市町村などで構成する子どもの未来づくり審議会等の意見も伺いながら、ひとり親に対する支援の一層の充実に取り組んでまいりたいと考えております。</p>